

兵庫県播磨町基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、平成30年4月1日現在における兵庫県加古郡播磨町の行政区域とする。概ねの面積は913ヘクタールである。

本区域は、下記の環境保全上重要な地域を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。なお、本区域に自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は存在しない。

環境保全上重要な地域

- ・兵庫県レッドデータブックに掲載されている植物群落、生態系、地質、地形、自然景観
- ・環境省が自然環境保全基礎調査（干潟・藻場・サンゴ礁）で確認した沿岸部の藻場



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等） （地理的条件）

播磨町は、兵庫県南部の中央に位置し、神戸市中心部から西側に直線距離で約 30 kmの臨海部にあり、東は明石市、西と北は加古川市に接し、南は瀬戸内海に面している。面積は 9.13 km²と兵庫県内で最も小さいが、その内 3 割にあたる海を埋め立てた人工島には、生産用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業を中心とする約 60 社の企業が操業している。また、町内には重要港湾である東播磨港に整備された東播磨港新島公共埠頭があり、東播磨内陸部への海の玄関口として大きな役割を果たしている。

播磨町は、山林や丘陵地はなく全体的に平坦な地形で、町域の大部分は標高 10メートル未満である。町のほぼ中央部には印南野台地からの喜瀬川が、西側を水田川がそれぞれ南北に流れているほか、雨の少ない気候もあって、随所にため池が設けられていることから、播磨町には多くの野鳥が多く生息している。近年では宅地開発に伴い、田園風景は減ってきているが、残された自然を活用し、やすらぎとおいしいのあるまちづくりを進めるため、ため池や町内の緑地をつなぐ緑道「であいの道」、「喜瀬川ふるさとの川」の整備を進めてきた。

播磨町の土地利用状況をみると、臨海部を東西に通る県道明石高砂線以南と以北で土地利用が大きく異なり、南側は主に工業系である一方、北側では全体的に住居系の土地利用が多くなっている。国道 250 号（明姫幹線）や県道本荘平岡線沿道では商業系の土地利用の割合が高くなっている。

播磨町全域が東播都市計画区域に指定されており、そのうち市街化区域は、8.54 km²（92.4%）、市街化調整区域は 0.70 km²（7.6%）である。市街化区域の用途別地域の面積割合は、工業専用地域が 33.6%と最も多く、次いで第一種中高層住居専用地域 17.0%、第一種低層住居専用地域 16.6%の順となっている。また、各種住居専用地域及び住居地域は市街化区域の 58.0%、準工業、工業及び工業専用の工業系地域は 40.5%であり、工業系地域の割合は他市町に比べ高い値となっている。

（インフラの整備状況）

播磨町の道路網は、東西に国道 250 号（明姫幹線）が町の中央に、臨海部には県道明石高砂線が通っており、北側には国道 2 号及び町外を走る加古川バイパスとも隣接している。

高速道路については、第二神明道路が隣接しており、神戸市まで 1 時間、大阪市まで 1 時間 20 分の近距離に位置する。鉄道網としては、JR 山陽新幹線、JR 山陽本線、山陽電気鉄道が東西方向に通っており、神戸へ約 40 分、大阪へは約 1 時間 10 分程度とアクセスの利便性は高い。

（産業構造）

農業、漁業、商業が縮小傾向にある中、播磨町は、東播磨臨海工業地帯の一角に位置し、製造業が基幹産業となっている。特に、輸送用機械器具、化学工業品、生産用機械器具が主要製品となっている。

平成 28 年経済センサスー活動調査によると、町全体の製造品出荷額は、221,840 百万円、事業所数は 71 事業所、従業員数は 4119 人である。

業種別の製造品出荷額等の割合は、化学工業が 17.9%、次いで、輸送用機械器具製造業が 15.6%、生産用機械器具製造業が 15.5%となっている。業種別の付加価値額では、輸送用機械器具製造業が 15,730 百万円と最も大きく、次いで化学工業の 13,772 百万円、3 番目に生産用機械器具製造業の 11,497 百万円となっており上位 3 種業種で町全体の付加価値額の半数以上を占めている。

事業所数では、金属製品製造業と生産用機械器具製造業が各 23.9%となっている。

従業者数では化学工業が 18.6%と最も多く、生産用機械器具製造業が 17.9%、輸送用機械器具製造業が 15.5%と次いでおり 3 業種で全体の 5 割強を占めている。

事業所 1 箇所当たりの製造品出荷額等では、輸送用機械器具製造業が 8,629.3 百万円となっており、次いで化学工業が 6,607.2 百万円となっている。

従業員 1 人当たりの製造品出荷額等では、窯業・土石製品製造業 69.4 百万円、次いで鉄鋼業が 58.2 百万円となっており、輸送用機械器具製造業の 54.1 百万円、化学工業の 51.8 百万円と続いている。

以上のように、町全体でみると輸送用機械器具製造業、化学工業の占める割合が高く、付加価値額では輸送用機械器具製造業 20.2%、化学工業 17.7%と兵庫県全体の輸送用機械器具製造業 8.8%、化学工業 12.6%を上回っている。

(人口分布の状況)

平成 27 年国勢調査による本町の人口は 33,739 人、世帯数は 13,258 世帯である。高齢化率（65 歳以上の高齢者人口比率）は 25.0%であり、兵庫県平均の 26.8%、全国平均の 28.2%に比べ下回っている。

また、播磨町における生産年齢人口比率（総人口に占める 15 歳～64 歳の人口の割合）は 60.8%で、兵庫県平均の 59.3%、全国平均の 60.7%を上回っており、豊かな労働人口が地域のものづくり産業を支えている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

播磨町の面積は 9.13 km²と兵庫県内で最も小さいが、その内 3 割にあたる海を埋め立てた人工島において、生産用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業を中心とする約 60 社の企業が操業し、町内には東播磨港に整備された公共埠頭がある。道路としては、東西に国道 250 号（明姫幹線）、臨海部には県道明石高砂線、北側に国道 2 号及び町外を走る加古川バイパス、第二神明道路とも隣接している。また、鉄道網としては、JR 山陽新幹線、JR 山陽本線、山陽電気鉄道が東西方向に通っておりアクセスの利便性は高いため、それを活かした化学工業、生産用機械器具製造業、はん用機械器具製造業、金属製品製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野が基幹産業として成り立っている。

こうした中、恵まれた立地条件が、更なる成長産業への研究開発や新たな投資等を促進させ、産業製品等の付加価値を高め、雇用や賃金の上昇しいては地域経済の活性化を図る。

(2) 経済的効果の目標

1 件あたり平均 53.80 百万円の付加価値を創出する地域経済牽引事業を 3 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進地域で 1.5 倍の波及効果を与え、促進地域で 240 百万円の付加価値を創出することを目指す。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値創出額	—	240 百万円	—

(算定根拠)

【任意記載のK P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の承認事業件数	—	3 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって活かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、53.80 百万円（兵庫県の１事業所あたり平均付加価値額（経済センサス活動調査（平成 28 年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で 1%以上増加すること。
- ・促進区域に所在する事業者の従業員数が開始年度比で 1%以上増加すること。
- ・促進区域に所在する事業者の県民一人当たり賃金が開始年度比で 1%以上増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域**（１）重点促進区域**

特に重点的に企業立地を図るべく促進する区域は、新島、東新島の工業地域及び工業専用地域とする。

なお、本区域において、市街化調整区域、農用地区域、環境保全上重要な地域及び遊休地は存在しない。

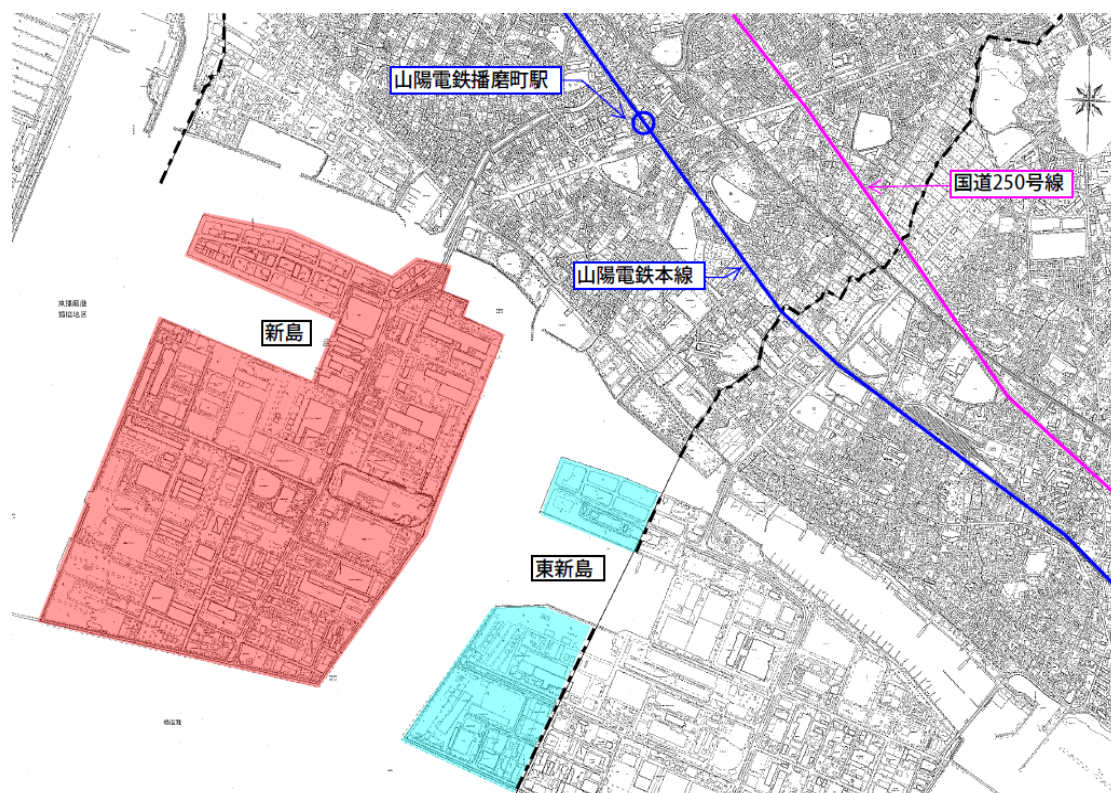
(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの合計面積は 300 ヘクタールである。

本重点促進区域は、これまで播磨町経済を牽引してきた生産用機械器具製造業などの工場約 60 事業所が立地している。都市計画マスタープランにおいてまちづくりの基本方針の 4 本目の柱として土地利用の構想を展開し播磨町をゾーニングし、本区域を産業ゾーンと区分けしている。

そのような中で第二神明等高速道路をはじめ国道、県道等主要な道路が通っており、また、東播磨港新島公共埠頭を持っている。企業立地に好条件なため重点促進区域に設定することとする。

なお、旧企業立地促進法において、緑地率の緩和を定めており、本重点促進地域においても緑地率の緩和を定めることとする。



(2) 区域設定の理由

① 新島 (229 ヘクタール)

本区域は、播磨町の都市計画マスタープランにおいて産業ゾーンと位置付けており、既に生産用機械器具製造業や輸送用機械器具製造業等、企業 45 社が集積・操業している。

また、国道 250 号 (明姫幹線)、県道明石高砂線、国道 2 号、町外を走る加古川バイパスに加え、高速道路については第二神明道路が隣接しているほか、重要港湾である東播磨港には新島公共埠頭が整備されるなど、交通アクセスが非常に優れた立地環境である。

こうした企業集積や高いアクセス性を生かし、播磨町の産業活力を牽引する工業拠点として工業・流通等の機能を高めるためには、製造業などを中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進する必要があることから、重点促進区域に設定する。

② 東新島 (49 ヘクタール)

本区域は、播磨町の都市計画マスタープランにおいて産業ゾーンと位置付けており、既に生産用機械器具製造業や金属製品造業等、企業 15 社が立地している。

また、国道 250 号（明姫幹線）、県道明石高砂線、国道 2 号、町外を走る加古川バイパスに加え、高速道路については第二神明道路が隣接しているほか、重要港湾である東播磨港には新島公共埠頭が整備されるなど、交通アクセスが非常に優れた立地環境である。

こうした企業集積や高いアクセス性を生かし、播磨町の産業活力を牽引する工業拠点として工業・流通等の機能を高めるためには、製造業などを中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進する必要があることから、重点促進区域に設定する。

（3）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

区域名	地番
東新島区域	東新島 1、3、5～14
新島区域	新島 1、1-2、3、5、6-1、6-2、6-11、6-5、6-7、6-8、6-10、7-4、8、12-1、12-2、12-4、14、16、17-1、17-2、17-5、19、21～30、32～35、37、37-2～4、39、41、43、43-2、47、47-2～5、47-11、47-13、47-16～18、47-20、47-22、59、60

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（1）地域の特性及びその活用戦略

播磨町の輸送用機械器具製造業、化学工業、生産用機械器具製造業、窯業・土石製品製造業等の集積を活用した成長ものづくり分野

（2）選定の理由

播磨町の輸送用機械器具製造業、化学工業、生産用機械器具製造業、窯業・土石製品製造業等の集積を活用した成長ものづくり分野

平成 28 年経済センサスー活動調査によると、播磨町的全産業に占める製造業の付加価値額の割合は 67.0%を占めており、これは兵庫県全体で見た場合の 26.3%を大きく上回っており、製造業が町の基幹産業となっている。

特に製造業の内訳を付加価値額ベースでみた場合、輸送用機械器具製造業が 20.2%、化学工業が 17.7%、生産用機械器具製造業が 14.8%、窯業・土石製品製造業が 12.9%を占めており、1 事業所当たりの付加価値額を比較すると輸送用機械器具製造業が兵庫県内 2 位（約 39 億円）、化学工業が兵庫県内 7 位（約 23 億円）、生産用機械器具製造業が兵庫県内 5 位（約 7 億円）、窯業・土石製品製造業が兵庫県内 1 位（約 17 億円）であり稼ぐ力を有する産業となっている。

こうした強みをさらに伸ばすべく、播磨町では、平成 28 年 4 月 1 日に施行した企業立地促進条例に基づき、固定資産税及び都市計画税相当額の一定割合を賦課翌年度に奨励金として交付するとともに、進出企業に対し、固定資産の不均一課税やオフィス賃料に対する支援等を実施している。

このように輸送用機械器具製造業や化学工業、生産用機械器具製造業等の集積を活用し、播磨町の成長ものづくり産業の更なる発展を目指し産業の振興を図っていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を活かし、成長ものづくり分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境の整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①播磨町奨励品（播磨町）

播磨町内の魅力的な商品を掘り起こし、推奨する食品には「播磨の食」、非食には「播磨の技」と示すマークを製作している。推奨品に貼り付けて販売し、「播磨町ブランド」をアピールしている。

②播磨町産業支援助成制度（播磨町）

播磨町では、平成28年4月1日に施行した企業立地促進条例に基づき、固定資産税及び都市計画税の1年目10分の9相当分、2年目4分の3相当分、3年目2分の1相当分を賦課翌年度に奨励金として交付している。また、進出企業が一定の条件に適合した場合、固定資産の不均一課税についての優遇措置や、オフィス賃料についての優遇措置などを設けている。

③兵庫県の優遇措置の活用による産業立地促進（兵庫県）

兵庫県産業立地条例による法人事業税と不動産取得税の不均一課税、設備投資と雇用に係る補助金の支給等の優遇措置を積極的に周知し、誘致活動を展開する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

行政サービスの利便性向上と地域の活性化を図るため、行政や公的機関などが業務で蓄積した情報を町のホームページでオープンデータ化していく取組を進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

播磨町住民グループ内に事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合については企画グループ等と協議の上、対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

地方創生関係交付金で作成した、播磨町の施策、産業を紹介するDVDを活用して、PR活動を展開するとともに、現行制度に加えて、奨励金や課税免除等の優遇制度を設けることにより、企業立地を促進する。

また、既存の集積企業のニーズを把握し、新規参入企業の動向を注視しながら、高いインセンティブとなるよう優遇制度の要望を取りまとめ制度化していく。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 30 年度	平成 31 年度～34 年度	平成 35 年度 (最終年度)
------	----------	-------------------	--------------------

【制度の整備】			
①播磨町奨励品	運用	運用	運用
②播磨町産業支援助成制度	運用	運用	運用
③兵庫県の優遇措置の活用による産業立地促進	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備】（公共データの民間公開等）			
公共データの公開	検討	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口で対応	随時対応	随時対応	随時対応
【その他の事業環境整備に関する事項】			
企業誘致活動の推進	検討	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の推進に当たっては、兵庫県が設置する公益財団法人ひょうご産業活性化センターや、播磨町商工会、町内金融機関など地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に発揮して支援の効果を最大限高める必要がある。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人ひょうご産業活性化センター

中小企業支援の総合的プラットフォームとしての役割を果たすため、中小企業の創業・連携の支援、経営強化の支援、事業推進の支援などを行う。

創業・連携の支援として、「ひょうご・神戸チャレンジマーケット」による販路開拓・資金調達支援や「ひょうご農商工連携ファンド事業」による中小企業者と農林漁業者との新商品開発支援、助成金・無利子貸付等による起業家支援に加え、「下請企業の取引振興の支援」のため受注機会の拡大に資する「取引商談会」の開催、「下請けかけこみ寺」等による「苦情紛争処理」を行っている。

経営強化の支援として、中小企業診断士等による「総合窓口相談」等の経営相談や経営専門家の派遣に加え、「よろず支援拠点」のサテライト相談所機能の拡充により、中小企業の多様な経営課題の解決を支援する。

また、新たな受注獲得や技術革新等企業の成長及び経営の安定化に不可欠な中小企業の設備投資の促進を図るため、「設備貸与事業」を行っている。

さらに、産業団地、工場適地等の情報提供による立地支援や海外販路開拓のための生産拠点設立など中小企業の海外ビジネス展開支援を行っている。

②播磨町商工会

会員企業のネットワーク等を活用し、当地域内外企業の設備投資計画等、企業情報の収集に努め、播磨町、兵庫県と連携して企業誘致を促進する。

③町内金融機関（但馬銀行、但陽信用金庫、日新信用金庫、姫路信用金庫、株式会

社みなと銀行)

播磨町、播磨町商工会及び町内金融機関で播磨町地域内金融機関連絡会議を年数回開会しており、播磨町が実施する中小企業融資制度の円滑な推進を図るほか、創業支援事業計画に基づく、事業計画の作成支援や創業相談を行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

さらに、環境保全上重要な地域内での整備の実施にあたって、直接あるいは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

1 安全な市民生活の確保

兵庫県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより、県民、地縁団体等、事業者がともに連携し地域の絆を一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしを実現するため、平成18年4月に「地域安全まちづくり条例」を施行したところである。この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業集積によって、犯罪及び事故を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することのないようにするため、住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

① 防犯に配慮した環境の整備

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯灯、防犯カメラ、街路灯等を設置する。道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な配置により見通しを確保する。

② 事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

③ 防犯責任者の設置

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備、定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

④ 警察への通報体制の整備

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

⑤ 地域住民等との連携した防犯ボランティア活動の実施

青色回転灯を整備した自主防犯活動自動車（いわゆる「青色防犯パトロールカー」）による防犯活動等、地域住民や関係機関と連携した防犯ボランティア活動へ参加・協力する。

⑥ 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

また、地域経済牽引事業にかかる施設整備の検討にあたっては、所轄の警察署と協議を行い、街灯の設置などの防犯対策を図るとともに、歩行者の安全な通行のための歩道設置、信号機設置、駐車禁止対策等の安全対策を図る。

なお、地域経済牽引事業にかかる施設整備にあたっては、歩行者の安全確保のための出入り口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車設備の設置等、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図る。

今後とも、上記の事業を実施していくとともに、兵庫県警察本部、所轄の警察署等と連携をはかりながら、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図っていく。

2 地域犯罪抑止力の向上

播磨町では、地域の犯罪抑止力を高めていくため、子供の登下校時を見守る地域のボランティアや住民主体の地域での防犯活動組織と警察署・学校等関係機関と連携を深め、犯罪の防止と発生時の被害の軽減や早期解決に向けて広報誌や防災行政無線等の媒体を活用した広報・啓発活動の推進や自治会単位での住民のつながりを基盤にした防犯活動の推進を図っていく。

(3) その他

1 PDCA体制の整備

播磨町住民グループにおいて、年に1回、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証と当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

該当無し

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

該当無し

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

該当無し

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成35年度末日までとする。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。